

西尾ロータリー Weekly

2020-21 年度テーマ 第 3012 回例会 令和 2 年 9 月 29 日(火) 天気:晴 No.8



会長 / 天野 卓 幹事 / 羽佐田芳和

クラブ会報委員 岩瀬淳治 / 金原健志 / 星野和幸

例会日: 火曜日 12:30 例会場: 西尾コンベンションホール

事務局: 西尾市永楽町 3-45 西尾信用金庫中央支店内 204

TEL: 0563-54-7770 FAX: 0563-54-7050 URL: <http://www.nishio-rotary.org>



【本日のプログラム】

司 会 岩瀬正広例会運営委員長 齊 唱 「我等の生業」
スピーカー 西尾税務署長 北川和彦氏 「税務訴訟あれこれ」

【会長挨拶】



大変過ごしやすい季節になりました。GO TO トラベルキャンペーンに続き、今度は GO TO EATSが始まります。楽しみな秋になれば良いかと期待します。先回の例会は菅内閣の組閣が始まる時でした。菅さんが能力に応じてと言われ、各派閥についてもバランスよく取られて、無難なスタートだったと思います。

また女優がお亡くなりになりました。今回も有名な女優で大変ショックを受けています。自分で命を絶つのはなぜなのか、心配なことが続きます。アメリカでは、連邦最高裁判所の判事である女性のギンズバーグ氏が亡くなり、後任を誰にしようかと物議を醸しているそうです。この方のことは全然知りませんでしたが、非常に有名な方の方です。映画でもできたという話があり、日曜日に女房と一緒に見たので、その話はまた次回にします。

国連総会で習近平が「2060年までには温室効果ガスの実質的な排出量を0にする」と表明しました。流行のSDGsに関して10月の最終例会でJCの村瀬理事長が語ってくれますので、楽しみにしていようと思います。

先週は敬老の日がありました。皆さんお孫さん・お子さんからお祝いがあったのではと察しています。私はまだ孫がないので、そういった良い目にはあっていませんが、そんな中で気になる統計を紹介します。総務省の人口推計によると総人口は前年に比べ29万人減りました。総人口1億2586万人の内、65歳以上の高齢者人口は前年比30万人増の3617万人、総人口比28.7%でした。これがなぜ気になったかという私も遂に65歳になり、色んな書類が役所から届くようになった為です。ちなみに70歳以上の人口は78万人増加し2791万人で総人口の22.2%。後期高齢者75歳以上の人口は24万人増加し、1871万人、総人口の15%でした。これが日本の現状だと聞いて愕然としました。この結果を聞いたからとすぐにどうこうできる話ではないですが、日本の未来を考えたときにこれはショッキングな数字だと思いました。

【委員会報告】

〈出席委員会〉萩原竜治委員長

本日の出席数 56名

9月8日のメークアップ 11名

訂正出席率 100%

〈スマイルボックス委員会〉榎原茂太郎委員長

天野 卓君 西尾税務署長 北川様 本日は宜しく
お願い致します。

食事
「寿和」



羽佐田芳和君 西尾税務署長 北川和彦様 本日の
卓話、宜しくお願い致します。

岡田雅彦君 西尾税務署長北川和彦様本日は、大変ご多用の中、卓話、有難うございます。何卒宜しく願い申し上げます。

山崎周彌君 2003年に西尾RCがお世話をした西尾出身の山口善成君がアメリカ留学の後、現在金沢大学文学部の准教授として活躍との挨拶がありました。

杉浦義浩君 33回目の結婚記念日にお花を戴きました。

岩瀬正広君 9/25結婚記念日のきれいなお花を戴きました。いつの間にか27年もたってしまいました。有難うございました。

松本容明君 結婚記念日のお花が届きました。感謝です。有難うございました。

加藤浩道君 10年皆出席の記念品を頂き有難うございました。ゴーイングコンサーンです。

小笠原正秀君 本日65才の誕生日を迎えました。そして、今日の良き日に以前お話した家の牛、971号が今産気づいています。ロータリーから帰ったら無事、14産目を産んでいてくれる事を祈るばかりです！

神谷 明君 突然のめまいで救急車で市民病院へ。大した事なく先ほど加藤耳鼻へ。良性発作性頭位めまい症だそうです。良かった。良かった。

山尾ひろみ君 “特別養護老人ホームとくつぎ”の地鎮祭を執り行いました。令和4年1月の開設に向けご指導を賜り進めて行きたいと思っております。

松田茂治君 西尾RCに感謝。

〔卓話〕

西尾税務署長 北川和彦氏

「税務訴訟あれこれ」



私は7年間資料調査課で悪質な案件や非協力的な反社会勢力等の任意調査をしていました。調査対象は風俗業界が多く結構面白い経験をしています。披露出来ないので、3年経験した不服審判所の話をします。不服審判所は納税者の権利救済機関で、税務署の処分不服がある場合はこちらに申立てします。申立てがあると税務署と納税者の言い分を勘案し、最終的な判断をします。以前は税務職員ばかりで構成され不公平さがありましたが、今は半分以上が弁護士・税理士・公認会計士で構成されています。判断は過去の判例の法令解釈を元に行います。納税者は税務署の処分に対してすぐに裁判は出来ず、審判所で言い分が通らなかった場合に初めて裁判となります。私が担当した案件では2件が税務訴訟になり、その内1件で証人請求があり出廷しました。その裁判は納税者が日本の居住者か非居住者かが争点でした。日本の税制では日本の居住者は日本の所得と海外の報酬を合算して申告することになっていますが、非居住者は国外の所得は関係ないので支払う税額が大きく変わります。居住者の1番大きな判断要素は1年の半分以上を日本で生活しているかで、有名な判例に武富士の相続問題があります。当時の相続税法では相続者が日本の居住者であるか、贈与される財産が日本のものであるかのどちらかを満たさないと課税出来ませんでした。そこに目を付けた武富士が、相続者である長男を香港に住ませ、武富士の株をオランダの関連会社にすべて贈与した後に長男に贈与しました。国税局は明らかなスキームである点と長男が武富士の仕事をしており、1年の3分の1を日本で生活している点を強く主張して争いましたが、武富士勝訴で結審しました。日本は租税法律主義で法的根拠がなければ課税できません。武富士の場合は租税回避行為が明らかでしたが国が敗訴しました。その後、第2の武富士を生んではいけないと相続税法は改正されました。私が関わった裁判は3つの国で3分の1ずつ生活している方の案件でしたが、最終的に裁判所では海外での仕事がメインのもので日本の仕事は海外の仕事に付随するものだと判断され国が敗訴しました。税について不明な点は税理士や税務署に聞いて頂ければ、そもそも争いにはならないので気軽に相談して頂きたいです。

最後に1つお願いです。コロナの状況が続く中、税務署では来年の確定申告会場が危険な場所にならない様、3密を回避する等あらゆる策を尽くしています。皆様にはe-Taxを活用して頂きたいと思えます。PCやスマートフォンで操作出来るので非常に簡単ですが、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードは取得までに1ヵ月半程かかります。その他にも税務署で事前にID・パスワードの発行が必要です。機会があれば、早めの準備とその周知にご協力頂けると幸いです。